10

# 関係法令の定め

- 1 支給法(平成25年法律第90号による改正前のもの。特に断らない場合は、以下においても同様とする。)の定め
  - (1) 第1章 総則

ア 目的(1条)

支給法1条は,支給法は,公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに,公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより,高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り,もって教育の機会均等に寄与することを目的とする旨を定めている。

## イ 定義 (2条)

- (ア) 支給法2条1項は、支給法において「高等学校等」とは、次の各号に 掲げるものをいう旨を定めている。
  - 1号 高等学校(専攻科及び別科を除く。支給法2条及び4条3項において同じ。)
  - 2号 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。支給法2条2 項及び4条3項において同じ。)
  - 3号 特別支援学校の高等部
  - 4号 高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
  - 5号 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法 1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行う もののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があ

るものであって, 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文 部科学省令で定めるもの(以下「特定教育施設」という。)を含 む。)

- (イ) 支給法2条2項は,支給法において「公立高等学校」とは,地方公共 団体の設置する高等学校,中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の 高等部をいう旨を定めている。
- (ウ) 支給法2条3項は、支給法において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう旨を定めている。
- (2) 第2章 公立高等学校に係る授業料の不徴収(3条)
  - ア 支給法3条1項は、①学校教育法6条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとするが(本文)、②授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない(ただし書)旨を定めている。
  - イ 支給法3条2項は、国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、同条1項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額の標準となるべき額として政令で定める額(以下「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する旨を定めている。
- (3) 第3章 高等学校等就学支援金の支給
  - ア 受給資格(4条)

10

25

(ア) 支給法4条1項は、就学支援金は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等(その者が同時に2以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか1の私立高等学校等の課程)における就学について支給す

る旨を定めている。

- (イ) 支給法4条2項は、就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない旨を定めている。
  - 1号 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は 修了した者
  - 2号 支給法4条1項1号に掲げる者のほか、私立高等学校等に在学し た期間が通算して36月を超える者

#### イ 受給資格の認定(5条)

10

支給法5条は、支給法4条1項に規定する者(同条2項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する私立高等学校等(その者が同時に2以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、その選択した1の私立高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事(当該私立高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該私立高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない旨を定めている。

#### ウ 就学支援金の額(6条)

(ア) 支給法6条1項は、就学支援金は、支給法5条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る私立高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者

が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下「支給限度額」という。)を超える場合にあっては、支給限度額)とする旨を定めている。

- (イ) 支給法6条2項は、支給対象高等学校等が政令で定める私立高等学校等である受給権者であって、その保護者(学校教育法16条に規定する保護者をいう。)その他の受給権者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る支給法6条1項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする旨を定めている。
- (ウ) 支給法6条3項は、同条1項の支給限度額は、公立高等学校基礎授業 料月額その他の事情を勘案して定めるものとする旨を定めている。

#### エ 就学支援金の支給(7条)

10

支給法7条1項は、都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、受給権者に対し、就学支援金を支給する旨を定めている。

# 才 代理受領等(8条)

支給法8条は、支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就 学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に 充てるものとする旨を定めている。

#### カ 受給権の保護(12条)

支給法12条は、就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に

供し, 又は差し押さえることができない旨を定めている。

キ 公課の禁止(13条)

支給法13条は、租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた 金銭を標準として、課することができない旨を定めている。

#### ク 交付金(15条)

10

- (ア) 支給法15条1項は、国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に 相当する金額を都道府県に交付する旨を定めている。
- (イ) 支給法15条2項は、国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に 関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する旨 を定めている。
- (4) 文部科学省令への委任(19条。「第4章 雑則」中の定め。) 支給法19条は,支給法に定めるもののほか,支給法の実施のため必要な 事項は,文部科学省令で定める旨を定めている。
- 2 高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法 律施行令(以下「本件施行令」という。なお、特に断らない場合は、平成25 年政令第200号による改正前のものを指すものとする。)の定め
  - (1) 支給限度額(3条)

本件施行令3条は、支給法5条1項の政令で定める額は、本件施行令3条各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする旨を定め、同条1号は、高等学校等(同条の他の各号に掲げるものを除く。)につき9900円とする旨を定めている。

(2) 支給限度額の加算(4条)

本件施行令4条3項は、支給法6条2項の政令で定める受給権者は、本件施行令4条3項1号及び2号に掲げる者とし、支給法6条2項の規定により 読み替えて適用する同条1項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額 は、①施行令4条3項1号に掲げる者については、当該受給権者の支給対象 高等学校等についての施行令3条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の2分の1に相当する額を加えた額とし、②施行令4条3項1号に掲げる者については、当該受給権者の支給対象高等学校等についての施行令3条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額とする旨を定めている。

3 本件省令(平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。特に断らない場合は、以下においても同様とする。)の定め

本件省令1条1項は、支給法2条1項5号に掲げる専修学校及び各種学校の うち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの は、次の各号に掲げるものとする旨を定めている。

- 1号 専修学校の高等課程
- 2号 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののう ち、次に掲げるもの
  - イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって,文部科学大臣が指定したもの
  - ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指 定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの
  - ハ イ及び口に掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、 高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部 科学大臣が指定したもの
- 4 本件規程の定め(なお,本件規程は,平成25年文部科学省令第3号により 廃止された。)
  - (1) 趣旨(1条。「第1章 総則」中の定め。)

本件規程1条は、本件省令1条1項2号ハの規定による指定の基準及び手 続等については、この規程の定めるところによる旨を定めている。

# (2) 第2章 指定の基準

## ア 修業年限(2条)

本件規程2条は、本件省令1条1項2号ハの規定に基づき各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの(以下「指定教育施設」という。)の修業年限は、原則として3年以上とする旨を定めている。

## イ 授業時数(3条)

10

25

本件規程3条は、指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする旨を定めている。

# ウ 同時に授業を行う生徒(4条)

本件規程4条は、指定教育施設において、一の授業科目について同時に 授業を行う生徒数は、40人以下とするが(本文)、特別の事由があり、 かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない(ただし書)旨を定めて いる。

## 工 授業科目(5条)

本件規程5条は、指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すに ふさわしい授業科目を開設しなければならない旨を定めている。

#### 才 教員数(6条)

①本件規程6条1項は、指定教育施設に置かなければならない教員の数は、次の表(省略)に定めるところによる旨を定めており、②同条2項は、同条1項の教員の数の半数以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)でなければならないが(本文)、専任の教員数は、3人を下ることができない(ただし書)旨を定めている。

# カ 教員の資格 (7条)

本件規程7条は 指定教育施設の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有するものでなければならない旨を定めている。

- 1号 専修学校設置基準19条1号から4号までのいずれかに該当する者
- 2号 専修学校設置基準19条5号に該当する者として,次のいずれか (省略)に該当するもの

#### キ 校地等(8条)

10

25

①本件規程8条1項は、指定教育施設は、本件規程9条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない旨を定めており、②同条2項は、指定教育施設は、同条1項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない旨を定めている。

### ク 校舎等(9条)

①本件規程9条1項は、指定教育施設の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない旨を定めており、②同条2項は、指定教育施設の校舎には、同条1項の施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする旨を定めている。

#### ケ 校舎の面積(10条)

本件規程10条は、指定教育施設の校舎の面積は、次の表(省略)に定める面積以上とするが(本文)、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない旨を定めている。

#### コ 設備(11条)

本件規程11条は、指定教育施設は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない旨を定めている。

#### サ 情報の提供等(12条)

本件規程12条は、指定教育施設においては、学校教育法134条2項において準用する同法42条及び43条並びに学校教育法施行規則190条において準用する同規則66条1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法64条5項において準用する同法47条1項及び2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない旨を定めている。

# シ 適正な学校運営(13条)

本件規程13条は、本件規程12条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない旨を定めている。

## (3) 第3章 指定の手続等

10

25

## ア 指定の申請(14条)

- (ア) 本件規程14条1項は、本件省令1条1項2号ハの規定による指定 を受けようとする教育施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、文部 科学大臣に申請しなければならない旨を定めている。
  - 1号 当該教育施設の概要を記載した書類
  - 2号 学則
  - 3号 学級編制表
  - 4号 年間指導計画
  - 5号 施設の状況を記載した書類
  - 6号 設備の状況を記載した書類
  - 7号 教職員編制表
  - 8号 常勤教員の略歴を記載した書類

- 9号 財産目録,貸借対照表,収支計算書,事業報告書及び監査報告 書
- 10号 設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約
- 11号 設置者の理事及び評議員その他の役員の名簿
- 12号 理事会及び評議員会その他の役員で構成される会議の開催状況を記載した書類
- 13号 学校点検及び評価の状況,積極的な情報提供の状況,財産目録等の備付け及び閲覧の状況を記載した書類
- (イ) 本件規程14条2項は、文部科学大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる旨を定めている。

# イ 意見の聴取(15条)

本件規程15条は、文部科学大臣は、本件省令1条1項2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする旨を定めている。

- ウ 定期的な書類の提出等(16条)
  - (ア) 本件規程16条1項は、文部科学大臣は、指定教育施設の設置者に対し、毎年度、文部科学大臣が別に定める日までに、本件規程14条1項各号に掲げる書類及び高等学校等就学支援金が生徒の授業料に係る債権の弁済に充当されていることが確認できる書類の提出を求めるものとする旨を定めている。
  - (イ) 本件規程16条2項は、文部科学大臣は、同条1項に規定するものの ほか、指定の基準に適合しているかどうかを確認するため必要があると 認めるときは、指定教育施設の設置者に対し、必要な書類の提出又は報 告を求めることができる旨を定めている。

- エ 指定の取消し(17条)
  - (ア) 本件規程17条1項は、文部科学大臣は、指定教育施設が次の各号のいずれかに該当するときは、本件省令1条1項2号ハの規定による指定を取り消すことができる旨を定めている。
    - 1号 本件省令第2章に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
    - 2号 重大な法令違反があり、指定が適切でないと認められるとき。
    - 3号 本件規程16条に規定する書類の提出又は報告の求めに対し、正 当な理由なくこれに応じないとき。
  - (イ) 本件規程17条2項は、文部科学大臣は、同条1項の指定の取消しを 行う際には、必要に応じ、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他 の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見 を聴くことができる旨を定めている。
- オ 留意事項及びその履行の状況の確認(18条)
  - (ア) 本件規程18条1項は、文部科学大臣は、指定教育施設の設置者が留意すべき事項(以下「留意事項」という。)があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする旨を定めている。
  - (イ) 本件規程18条2項は、文部科学大臣は、留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、指定教育施設の設置者に対し、 その履行の状況について報告を求めることができる旨を定めている。
- カ その他(19条)

本件規程19条は、本件規程に定めるもののほか、指定教育施設の指定の基準及び指定の手続等に関し必要な事項は、文部科学大臣が別に定める旨を定めている。

- 5 高等学校等就学支援金の支給に関する審査会(平成23年7月1日文部科学 大臣決定(甲65)。以下「本件設置決定」という。)の定め
  - (1) 本件設置決定の1項は、本件規程15条、17条に定める「教育制度に関

する専門家その他の学識経験者で構成される会議」として, 高等学校等就学 支援金の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)を設置する旨を定 めている。

- (2) 本件設置決定の2項は、本件審査会における検討事項として、①本件省令 1条1項2号ハ及び本件規程15条の規定に基づく指定並びに本件規程18 条1項に規定する留意事項に関する意見、②本件省令1条1項2号ハ及び本 件規程17条2項の規定に基づく指定の取消しに関する意見の2つを掲げて いる。
- (3) 本件設置決定の3項は、①審査会の委員の数は若干名とし、別途定める旨及び②上記①に定めるもののほか、審査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める旨を定めている。
- (4) 本件設置決定の4項は、審査会は、文部科学大臣が、本件省令1条1項2 号ハに基づく指定を行う場合又は指定の取消しを行う際に必要のある場合、 開催するものとする旨を定めている。
- 6 高等学校等就学支給金の支給に関する審査会の運営について(平成23年7 月1日高等学校等就学支援金の支給に関する審査会決定(甲66)。以下「本 件運営決定」という。)の定め

本件運営決定の1項は、①審査会の審査は、本件規程に定める指定の基準に基づいて行う旨、②審査会は、審査上の必要があると認めるときは、教育施設の同意の下、実地に調査し、又は事務局をして実地に調査させることができる旨及び、③審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができず、また、審査会の議事は、出席した議員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる旨を、それぞれ定めている。

### 7 教育基本法の定め

10

25

教育基本法16条1項は、教育は、不当な支配に服することなく、同法及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地

方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨を定めている。

# 8 学校教育法の定め

(1) 学校の範囲(1条)

学校教育法1条は、同法で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする旨を定めている。

# (2) 各種学校(134条)

10

ア 学校教育法134条1項は、同法1条に掲げるもの以外のもので、学校 教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規 定があるもの及び同法124条に規定する専修学校の教育を行うものを除 く。)は、各種学校とする旨を定めている。

イ 学校教育法134条2項前段は、同法4条1項前段、5条から7条まで、9条から11条まで、13条1項、14条及び42条から44条までの規定は、各種学校に準用する旨を定めている。

ウ 学校教育法134条3項は、同条2項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める旨を定めている。

### 9 私立学校法の定め

①私立学校法64条4項は、専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる旨を定めており、②同条5項前段は、同法第3章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、同条4項の法人に準用する旨を定めている。

なお、同法第3章は、学校法人に関する規定が置かれている章であり、「第 1節 通則」(25条から29条)、「第2節 設立」(30条から34 条)、「第3節 管理」(35条から49条)、「第4節 解散」(50条から58条)及び「第5節 助成及び監督」(59条から63条)の各節からな る。

以上